

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

- 地籍調査事業計画の策定 (地域復興支援課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(三件) (農林水産経営支援課) 二
- 保安林の指定施設要件の変更の予定 (森林整備課) 二
- 公有水面埋立ての免許出願 (水産業基盤整備課) 三
- 道路の供用開始 (道路課) 四
- 都市計画の変更(三件) (都市計画課) 四
- 都市計画事業の認可 (同) 五
- 宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 五
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 五
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (契約課) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 一
- 第六十八回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施 一
- 宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施 一
- 第六十八回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十五回宮

人事委員会

- 第九十二回警察官A採用試験の実施 一
- 第九十三回警察官B採用試験の実施 一

告 示

○ 宮城県告示第四百三十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十九年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	魚町一丁目等七単位区域
白石市	字人生一番等二十八単位区域
大崎市	古川清滝字樋ノ脇等九単位区域 古川清滝字新町田等六単位区域 古川斎下字寺前等二十二単位区域
柴田町	成田字待江等七単位区域 槻木字新葛岡等六単位区域 槻木字新節前等十一単位区域
川崎町	大字川内字大鳥谷山等一部四単位区域 大字川内字熊野山等一部四単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十年三月三十一日まで

○ 宮城県告示第四百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇二一〇三二二
事業所の名称及び所在地	よつば 石巻市湊字鳥井崎一 十二
指定障害福祉サービスの種類	生活介護
設置者名	社会福祉法人 石巻祥心会
指定年月日	平成二十九年 四月十七日

○宮城県告示第四百三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	宮城県第 八十六加 入区
区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定）で 告示された宮 城県漁業協 同組合の谷川 支所の地区の うち鮫浦の区 域
同意成立の 届出年月日	平成二十九年 四月六日
発起人の住所及び氏名	石巻市鮫浦細田十七 米倉和久 石巻市鮫浦の場八 阿部 禎
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九号 第三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業
区域内特定 養殖業者数	三人

○宮城県告示第四百三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	宮城県第 八十九加 入区
区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十九号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定）で 告示された宮 城県漁業協 同組合の谷川 支所の地区の うち鮫浦の区 域
同意成立の 届出年月日	平成二十九年 四月六日
発起人の住所及び氏名	石巻市谷川浜中井道二
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九号 第三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業
区域内特定 養殖業者数	四人

加入区の名 称	八十七加 入区
区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定）で 告示された宮 城県漁業協 同組合の谷川 支所の地区の うち谷川の区 域
同意成立の 届出年月日	四月六日
発起人の住所及び氏名	十二一 一 渥美 克之 石巻市大谷川浜苗代目 八十五 渥美 浩晃
養殖業の種類	法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九号 第三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業
区域内特定 養殖業者数	二人

○宮城県告示第四百三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	宮城県第 八十八加 入区
区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定）で 告示された宮 城県漁業協 同組合の谷川 支所の地区の うち泊浜の区 域
同意成立の 届出年月日	平成二十九年 四月六日
発起人の住所及び氏名	石巻市泊浜台五一二 平塚市衛 石巻市泊浜泊四十三 阿部 勝
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九号 第三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業
区域内特定 養殖業者数	二人

○宮城県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

2 黒川郡大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、仙台市（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、黒川郡大和町（次の図に示す部分に限る。）、名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

名取市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十九年四月十日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜一六番及び平成二十八年二月二十六日付け宮城県（水整）指令第八十六号で免許を受けた埋立区域に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線、昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一万四千四百七十八号の免許に係る埋立ての埋立区域及び平成二十八年二月二十六日付け宮城県（水整）指令第八十六号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（春分秋分の満潮位（DL+一・五〇メートル）により決定）により囲まれた区域。

- ①の地点 石巻市寄磯浜前浜一三二番地二地内に設置された基点A（北緯三八度二三分二二・〇秒、東経一四一度三一分三三・八秒）を基点とし、基点より二五一度三六分一三秒 九五・五〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 二一六度二八分〇六秒 七〇・三五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 三〇六度二八分〇八秒 一・五〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 三六度二八分一〇秒 七〇・〇四メートルの地点

(三) 面積

一〇五・〇二平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜一三番、一一五番、一一六番、一一八番、一二〇番、一二二番に隣接す

る公有水面
(二) 区 域
次の各地点を順次に直線で結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一万四千四百七十八号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(春分秋分の満潮位(DL+1.50メートル)により決定)により囲まれた区域。

- ①の地点 石巻市寄磯浜前浜一三二番地二地内に設置された基点A(北緯三八度二三分二二・〇秒、東経一四一度三三分三三・八秒)を基点とし、基点より一九八度四五分三三秒 八一・五七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 二一六度二八分一〇秒 一三七・九七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 三〇六度二八分二二秒 一四四・三三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 三六度二八分一〇秒 一六六・五六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 一二四度五九分〇三秒 六九・六〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 二一六度二三分二六秒 二五・六九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 一二五度一二分〇一秒 五三・六四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 二四四度五七分三九秒 七・四四メートルの地点

(三) 面積
二二・二二二・九〇平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途
漁港施設用地

五 縦覧期間
平成二十九年四月二十八日から平成二十九年五月十八日まで

○宮城県告示第四百三十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

県 道 石巻鮎川線
石巻市小網倉浜戸根窪山二九番三地从先から
同市清水田浜尾崎三五番一地从先まで
平成二十九年 四月二十八日

○宮城県告示第四百四十号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。
平成二十九年四月二十八日

一 都市計画の種類
宮城県知事 村 井 嘉 浩
志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域
志津川都市計画区域の全域

○宮城県告示第四百四十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、亶理都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。
平成二十九年四月二十八日

一 都市計画の種類
宮城県知事 村 井 嘉 浩
亶理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域
亶理都市計画区域の全域

○宮城県告示第四百四十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山元都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。
平成二十九年四月二十八日

一 都市計画の種類
宮城県知事 村 井 嘉 浩
亶理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域
亶理都市計画区域の全域

○宮城県告示第四百四十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山元都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。
平成二十九年四月二十八日

一 都市計画の種類
 山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域
 山元都市計画区域の全域

○宮城県告示第四百四十三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法の種類及び名称
 1 種類

石巻広域都市計画公園事業

2 名称

九・五・一号石巻南浜津波復興祈念公園

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

宮城県石巻市門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、南浜町三丁目及び雲雀野町一丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方
 仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社
 加美郡色麻町四竈字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間
 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柵木町十四番地の一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年四月一日	菅原 勘 一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
平成二十九年四月一日	佐々木 良 弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事
平成二十九年四月一日	木村 俊 吉	大崎市岩出山字松沢百五十八番地一	理事
平成二十九年四月一日	青沼 信 次	大崎市古川師山字八幡五十三番地	理事

二 退任した者

平成二十九年三月三十一日	青沼 信次	大崎市古川師山字八幡五十三番地	理事
平成二十九年三月三十一日	木村 俊吉	大崎市岩出山字松沢百五十八番地一	理事
平成二十九年三月三十一日	佐々木 良弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事
平成二十九年三月三十一日	菅原 勘一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
平成二十九年四月一日	千葉 良博	大崎市岩出山下野目字沖川原百五十三番地	監事
平成二十九年四月一日	青沼 善徳	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	監事
平成二十九年四月一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	監事
平成二十九年四月一日	佐々木 壽信	大崎市古川大崎字伏見上代二十四番地	理事
平成二十九年四月一日	信夫 勇一	大崎市古川飯川字坂下三十六番地	理事
平成二十九年四月一日	今 埜 辰郎	大崎市古川下中目字下小袋十七番地二	理事
平成二十九年四月一日	木村 一志	大崎市古川耳取字天神十二番地	理事
平成二十九年四月一日	高橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口七十四番地	理事
平成二十九年四月一日	佐々木 和範	大崎市岩出山南沢字滝館四十四番地	理事
平成二十九年四月一日	小松 庸一	大崎市岩出山字上川原町百二十八番地	理事
平成二十九年四月一日	高橋 博克	大崎市古川清水字成田宮田十八番地	理事
平成二十九年四月一日	千坂 一郎	加美郡加美町平柳字六兵衛二番地一	理事
平成二十九年四月一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
平成二十九年四月一日	大山 久	大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九番地	理事

公 告

平成二十九年三月三十一日	千葉 良博	大崎市岩出山下野目字沖川原百五十三番地	監事
平成二十九年三月三十一日	青沼 善徳	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	監事
平成二十九年三月三十一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	監事
平成二十九年三月三十一日	星 勝雄	大崎市古川新田字中洲八十一番地	理事
平成二十九年三月三十一日	結 城 猛夫	大崎市古川飯川字十文字三百四十番地一	理事
平成二十九年三月三十一日	今 埜 辰郎	大崎市古川下中目字下小袋十七番地二	理事
平成二十九年三月三十一日	木村 一志	大崎市古川耳取字天神十二番地	理事
平成二十九年三月三十一日	高橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口七十四番地	理事
平成二十九年三月三十一日	佐々木 和範	大崎市岩出山南沢字滝館四十四番地	理事
平成二十九年三月三十一日	小松 庸一	大崎市岩出山字上川原町百二十八番地	理事
平成二十九年三月三十一日	高橋 博克	大崎市古川清水字成田宮田十八番地	理事
平成二十九年三月三十一日	千坂 一郎	加美郡加美町平柳字六兵衛二番地一	理事
平成二十九年三月三十一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
平成二十九年三月三十一日	大山 久	大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九番地	理事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年四月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字要害三十八番七の一部、三十八番十五の一部、三十八番十六、三十八番十八、三十八番十九、三十八番二十、三十八番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

二十一、三十八番二十二、三十八番二十三の一部、
三十八番二十八の一部、三十八番四十の一部
宮城郡松島町櫻渡戸字中島十四番一
社会福祉法人功寿会

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年四月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字穴尻六十二番三、六十三番一、
六十四番二、六十五番一の一部、同字新町七十二番一、同字鹿石前九十六番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市矢本字穴尻六十三番地三
特定非営利活動法人鹿妻・希望の杜

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 除雪ドーザ(十一t級) 一台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十九年十一月三十日(木)
- 4 納入場所 宮城県北部土木事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であることを要すること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年五月十一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年五月十一日（木）まで2あてて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年五月十一日（木）から平成二十九年五月十五日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年五月十五日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
 (一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 平成二十九年五月十七日（水）午前九時から平成二十九年五月十八日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 平成二十九年五月十八日（木）午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年五月十九日（金）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。
六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Dozer snowplow (11 Ton Class) (1 units)
- 2 Deadline for Delivery : November 30, 2017 (Thu)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Hokubu Public Works Office
- 4 Deadline for Bid : May 18, 2017 (Thu), 5 : 00 p. m.
- 5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan, Tel: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 凍結防止剤散布車(湿式・三斗級) 三台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十九年十一月三十日(木)
- 4 納入場所 宮城県大原土木事務所ほか二箇所
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-1857 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三五）へ平成二十九年五月十一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒980-1857 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年五月十一日（木）まで2あてで申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年五月十一日（木）から平成二十九年五月十五日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年五月十五日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年五月十七日（水）午前九時から平成二十九年五月十八日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年五月十八日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年五月十九日（金）午前十時五分 宮城県庁庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Antifreezing Agent Sprinkling Vehicle (Liquid Type, 3 Ton Class) (3 units)
- 2 Deadline for Delivery : November 30, 2017 (Thu)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Ogawara Public Works Office and two other location
- 4 Deadline for Bid : May 18, 2017 (Thu), 5 : 00 p. m.
- 5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年四月二十八日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 自動車保管場所証明電子システム貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年四月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NTTファイナンス(株) 東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目一番二号
- 五 落札金額 一億七千三百九十三万六千六百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年三月十日

人 事 委 員 会

○第六十八回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)を別冊そのの二のとおり実施する。
平成二十九年四月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 小 川 竹 男

○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)を別冊そのの二のとおり実施する。
平成二十九年四月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 小 川 竹 男

○第六十八回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十五回宮城県職員採用試験(高等学
校卒業程度)を別冊その三のとおり実施する。
平成二十九年四月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 小 川 竹 男

○第九十二回警察官A採用試験を別冊その四のとおり実施する。
平成二十九年四月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 小 川 竹 男

○第九十三回警察官B採用試験を別冊その五のとおり実施する。
平成二十九年四月二十八日

宮城県人事委員会
委員長 小 川 竹 男